

室内空气中化学物質の指針値（案）に対する御意見の募集について

平成 30 年 9 月 11 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
医薬品審査管理課化学物質安全対策室

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（以下「検討会」という。）では、室内空气中化学物質を設定する候補物質に関する検討を実施しており、平成 29 年 4 月に開催された第 21 回検討会において、指針値の定められていない 3 物質の指針値案と、既に指針値の定められている物質のうち 4 物質の指針値改定案を提案しました。これらについて平成 29 年 6 月 5 日～7 月 4 日にパブリックコメントを実施したところ、指針値の設定に対して多数の意見が寄せられたところです。

いただいたご意見を踏まえ、平成 30 年 8 月 31 日に開催された第 22 回検討会において指針値案の再検討を行い（参考；第 22 回検討会配布資料（https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000164092_00001.html））、今般、別紙のとおり、改めて指針値案を作成しましたので、本件に関する御意見を以下の要領で募集いたします。お寄せいただいた御意見につきましては、内容を検討の上、最終的な決定における参考とさせていただきます。

なお、お寄せいただいた御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承願います。また、お電話での御意見は受け付けかねます。

記

1. 募集期間

平成 30 年 9 月 11 日（火）～平成 30 年 10 月 10 日（水）まで
（郵送の場合は、同日必着。）

2. 御意見の募集対象

室内空气中化学物質の指針値（案）について

3. 御意見の提出方法

（1）電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

（2）郵送する場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室宛

※ 封筒に「室内空气中化学物質の指針値（案）に対する意見」と朱書きしてください。

（３）ファクシミリの場合

F A X 番号： 03－3593－8913

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室宛て

※ 表題に「室内空气中化学物質の指針値（案）に対する意見」と明記してください。

４．御意見の提出上の注意

（１）御意見は日本語に限らせていただきます。

（２）個人の場合は、氏名、住所、職業及び連絡先を、法人の場合は、法人名及び所在地並びに担当者の氏名、所属及び連絡先を、それぞれ記載してください。提出いただきました御意見については、氏名及び住所その他の連絡先を除き、公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。

【提出様式】

○件名：室内空气中化学物質の指針値（案）に対する意見

○氏名（法人の場合は法人名）：

○住所（法人の場合は所在地）：

○電話番号：

○意見：

＜該当箇所＞

＜意見内容＞

＜理由＞

※ 該当箇所が複数ある場合には、上記３項目を繰り返し記載してください。

室内空气中化学物質の指針値（案）について

室内空气中化学物質の指針値は、現時点で入手可能な毒性に係る科学的知見から、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうと判断される値を算出したものであり、その適用範囲については、特殊な発生源がない限り全ての室内空間が対象となる（シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会中間報告書その４―第８回～第９回のまとめ）。

今般、第２２回シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（平成３０年８月３１日開催）における検討を踏まえ、以下のとおり指針値（案）を提案する。

なお、指針値は、今後集積される新たな知見や、それらに基づく国際的な評価作業の進捗に伴い、将来必要があれば変更され得るものである。

指針値（案）

	（現行）	（改定後）
キシレン	870 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.20 ppm)	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.05 ppm)
フタル酸ジ-n-ブチル	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.02 ppm)	17 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (1.5 ppb)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (7.6 ppb)	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (6.3 ppb)

※注； 2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタジオールモノイソブチレート及び2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタジオールジイソブチレートについては、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見及び技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性があるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら、指針値について再検討する（現行の指針値なし）。

また、エチルベンゼンについては、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、指針値改定案を再検討する（現行の指針値；3,800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (0.88 ppm)）。